

## 取扱処方箋数届書の届出について

薬局開設者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の規定に基づき、前年の総取扱処方箋数について、翌年の3月31日までに薬局の所在地を管轄する自治体の長に届け出ることが定められています。下記により、取扱処方箋数届書の提出をお願いします。

### 記

#### 1 前年における総取扱処方箋数とは

前年（1月1日から12月31日まで）において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ3分の2を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数を総取扱処方箋数とします。

（例）

$$\text{眼科処方箋数} \times \frac{2}{3} + \text{耳鼻咽喉科処方箋数} \times \frac{2}{3} + \text{歯科処方箋数} \times \frac{2}{3} + \text{他の診療科}$$

の処方箋数 = 総取扱処方箋数

#### 2 今回提出が必要な薬局・・・以下の①、②が共に当てはまる薬局

- ① 前年において 業務を行った期間が3ヶ月以上 の薬局
- ② 前年の 一日平均取扱処方箋数が40枚を超える 薬局

（注）・①②の両方が当てはまらない、また片方しか当てはまらない薬局は届出不要です。

- ・前年中に移転した薬局、譲渡に伴い新規開設となった薬局は、6注意事項を確認してください。
- ・一日平均取扱処方箋数の計算方法は以下の式により行ってください。

$$\text{一日平均取扱処方箋数} = \frac{\text{前年の総取扱処方箋数}}{\text{前年に業務を行った日数}^{\ast 1}}$$

（※1）前年に調剤の有無に関わらず薬局としての業務を行った日数をいい、1年間の暦日から定休日等のため業務を行わなかった日数を差し引いたもの。

#### 3 提出期限

前年の総取扱処方箋数について翌年の3月31日<sup>※2</sup>までに届出（必着）

なお、保健所窓口へ直接持ち込む際の提出期限は翌年の3月31日<sup>※2</sup>17時までとなります。

（※2）3月31日が休日の場合は、保健所の休日の翌日（3月31日が日曜日の場合は、4月1日）となります。

#### 4 提出書類

取扱処方箋数届書 1部

※控えが必要な場合は2部提出してください。1部に受領印を押印してお返しします。

#### 5 提出方法

板橋区保健所7階の生活衛生課医務・薬事係受付窓口への直接持ち込み又は郵送でご提出ください。

**郵送の場合は、簡易書留で送付してください。**控えが必要な場合は、取扱処方箋数届を2部と郵便料金分の切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ郵送してください。

#### 6 注意事項

- (1) 届書の作成にあたっては、「記載例」を参考にしてください。
- (2) 移転した薬局は、移転後からの期間及び処方箋数を届出てください。
- (3) 薬局の譲渡に伴い新規開設となった薬局は、譲渡後からの期間及び処方箋数を届出てください。なお、廃止した薬局の取扱処方箋数届は不要です。

#### 7 提出窓口・問合せ先

〒173-0014

東京都板橋区大山東町3番15号

板橋区保健所7階 生活衛生課 医務・薬事係

電話 03(3579)2124